

令和6年度

市町村職員の給与・定員・勤務条件等の状況

<令和6年4月1日現在>

令和6年12月

大分県総務部市町村振興課

目次

1	市町村職員の給与の状況	
(1)	ラスパイレス指数の状況	1
(2)	給料表の状況（一般行政職給料表における最高号給月額）	3
(3)	市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）	4
(4)	昇給制度の見直しの状況	4
(5)	期末・勤勉手当の状況	5
2	市町村職員の定員の状況	6
3	市町村職員の勤務条件の状況	8
	（参考）地方公務員の給与等に関する諸原則	9

1(1) ラスパイレス指数の状況

① 県内市町村の団体区分別ラスパイレス指数（一般行政職）

（概要）

・ 県内市町村の給料水準は、ラスパイレス指数（R6. 4. 1現在）で見ると、市平均100. 7ポイント（全国市平均98. 6ポイント）、町村平均98. 6ポイント（全国町村平均96. 4ポイント）となっています。

※ラスパイレス指数は、「給料」について算出したものです。

区 分	R 5	R 6	増減
			R5→R6
県内 市平均	100.3	100.7	0.4
全国 市平均	98.6	98.6	0.0
県内 町村平均	98.4	98.6	0.2
全国 町村平均	96.3	96.4	0.1
県内市町村平均	100.2	100.5	0.3
全地方公共団体 平 均	98.8	98.8	0.0

※ラスパイレス指数とは

地方公務員の給料月額を国家公務員の給料月額と比較して計算した指数であり、国家公務員を100としたもの。各団体の平均給料月額を職種ごとに学歴別、経験年数別に分類した上で、国家公務員の職員構成（人数）を用いて算出することにより求める。

※「給料」と「給与」の違い

「給料」は「給与」から各種手当を除いた基本給を差し、「給与」は職員に対しその勤務に対する対価として支払われる全てのものを指す。

各種手当：期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等

② 県内市町村のラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）

（概要）

ラスパイレス指数が100以上の団体は、令和6年4月1日現在で9団体となっています。

区 分	R 5	R 6	増減
			R5→R6
100以上	10	9	▲ 1
95以上 100未満	7	8	1
95未満	1	1	0
県内市町村数	18	18	

③令和6年大分県内市町村職員の給与等の状況

市町村名	一般行政職の給与等の状況								
	ラスパイレス指数						令和6年度 給与削減 措置実施	平均年齢 (歳)	平均給料 月額 (百円)
	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	前年比			
大分市	100.1	100.2	100.5	100.8	102.1	1.3	-	40.4	3,226
別府市	99.7	100.1	99.8	99.6	99.1	▲0.5	-	43.9	3,246
中津市	101.0	101.3	100.9	100.1	100.0	▲0.1	-	41.0	3,121
日田市	100.2	100.1	99.8	100.3	100.6	0.3	-	42.5	3,269
佐伯市	100.4	100.2	100.3	100.1	99.8	▲0.3	-	43.5	3,384
臼杵市	99.1	100.4	100.3	100.2	100.6	0.4	-	43.9	3,423
津久見市	99.7	99.4	99.3	99.1	98.9	▲0.2	-	43.1	3,277
竹田市	99.8	99.7	99.5	99.5	99.4	▲0.1	措置あり	44.7	3,357
豊後高田市	100.0	99.9	100.5	100.4	100.0	▲0.4	-	45.0	3,439
杵築市	96.0	96.2	98.0	99.3	99.3	0.0	措置あり	44.3	3,439
宇佐市	100.2	99.6	99.7	100.0	99.9	▲0.1	措置あり	41.8	3,250
豊後大野市	100.8	100.3	99.9	99.9	100.3	0.4	-	44.6	3,440
由布市	100.5	100.4	100.5	100.4	100.8	0.4	措置あり	39.9	3,147
国東市	100.7	100.9	100.6	99.8	99.9	0.1	措置あり	42.6	3,319
市平均	100.2	100.2	100.3	100.3	100.7	0.4	-	42.2	3,277
(全国市)	98.9	98.8	98.7	98.6	98.6	0.0	-	42.2	3,191
姫島村	81.1	81.1	81.2	81.9	83.6	1.7	-	43.3	2,675
日出町	98.7	98.3	97.9	100.4	100.4	0.0	-	42.3	3,241
九重町	99.8	99.6	99.7	99.6	99.9	0.3	措置あり	39.9	3,149
玖珠町	100.7	100.2	100.4	100.2	100.4	0.2	-	43.5	3,362
町村平均	97.8	97.5	97.9	98.4	98.6	0.2	-	42.2	3,192
(全国町村)	96.4	96.3	96.3	96.3	96.4	0.1	-	41.5	3,058
市町村平均	100.1	100.1	100.1	100.2	100.5	0.3	-	42.2	3,271
全地方公共団体平均	99.1	99.0	98.9	98.8	98.8	0.0	-	42.1	3,180
大分県	99.3	99.3	99.3	99.3	99.8	0.5	-	41.4	3,177

※ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員及び暫定再任用職員を除いている。

1(2) 給料表の状況（一般行政職給料表における最高号給月額）

市町村職員の給料表は、職務の複雑、困難及び責任の度に応じた「級」と職務経験年数による職務の習熟を反映する「号給」により条例で定められています。

給料表の設定にあたっては、公務としての近似性・類似性を重視して国の制度を基本とし、水準は地域の民間給与をより重視すべきですが、仮に民間給与が高い地域であっても、それぞれの地域における国家公務員の水準を目安とすることとされています。

また、人事委員会を設置していない市町村においては、県の人事委員会の機能が十分に発揮又は強化されることを前提に同委員会が行った算定や明示等を参考にして、市町村が給料表を整備することにより、間接的に地域民間給与を反映させるよう検討すべきものとされています。

（参考：「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」）

① 国に準拠した給料表を使用している団体

（単位：円）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
国東市	249,400	305,200	351,000	385,200	395,000	414,100	446,200			
姫島村	249,400	305,200	351,000	382,000						
九重町	249,400	305,200	351,000	382,000	394,000	411,300	446,200			
国	249,400	305,200	351,000	382,000	394,000	411,300	446,200	470,000	528,900	560,900

※各級における最高号給月額を記載

② 県に準拠した給料表を使用している団体（県人事委員会勧告により国の給料表に一定の率を乗じたもの）

（単位：円）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
別府市	250,100	306,100	352,100	386,400	396,200	412,500	445,600	469,300		
中津市	250,100	306,100	352,100	386,400	396,200	412,500	447,500			
日田市	250,100	306,100	352,100	386,400	398,200	412,500	447,500			
佐伯市	250,100	306,100	352,100	386,400	396,200	412,500	447,500			
臼杵市	250,100	306,100	352,100	386,400	396,200	412,500	447,500			
津久見市	250,100	306,100	352,100	386,400	396,200	412,500	447,500			
竹田市	250,100	306,100	352,100	386,400	396,200	412,500	447,500			
豊後高田市	250,100	306,100	352,100	386,400	396,200	412,500	447,500			
杵築市	250,100	306,100	352,100	386,400	396,200	412,500	447,500			
宇佐市	250,100	306,100	352,100	386,400	396,200	412,500	447,500	471,400		
豊後大野市	250,100	306,100	352,100	383,100	396,200	412,500	447,500			
由布市	250,100	306,100	352,100	386,400	396,200	412,500	447,500			
日出町	250,100	306,100	352,100	386,400	396,200	412,500	447,500			
玖珠町	250,100	306,100	352,100	383,100	396,400	412,500	447,500			
大分県	250,100	306,100	352,100	386,400	396,200	412,500	447,500	471,400	530,500	

※各級における最高号給月額を記載

③ 独自給料表を使用している団体（一部の級で号給数、給料月額が異なっている。）

（単位：円）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
大分市	250,100	306,100	352,100	386,400	396,200	412,500	447,500	471,400	530,500	

※各級における最高号給月額を記載

1(3) 市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）

県内市町村の級別の職員構成は下記のとおりです。

市町村名	一般行政 職員数 (人)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	5級以上
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
大分市	1,830	101	336	267	534	345	112	71	38	26	—	592
		5.5	18.4	14.6	29.2	18.9	6.1	3.9	2.1	1.4	—	32.3
別府市	459	41	42	73	172	59	31	29	12	—	—	131
		8.9	9.2	15.9	37.5	12.9	6.8	6.3	2.6	—	—	28.5
中津市	512	66	48	133	61	131	60	13	—	—	—	204
		12.9	9.4	26.0	11.9	25.6	11.7	2.5	—	—	—	39.8
日田市	462	43	52	73	111	121	52	10	—	—	—	183
		9.3	11.3	15.8	24.0	26.2	11.3	2.2	—	—	—	39.6
佐伯市	552	36	65	84	161	125	71	10	—	—	—	206
		6.5	11.8	15.2	29.2	22.6	12.9	1.8	—	—	—	37.3
臼杵市	271	12	28	35	62	75	35	24	—	—	—	134
		4.4	10.3	12.9	22.9	27.7	12.9	8.9	—	—	—	49.4
津久見市	142	19	10	25	23	44	20	1	—	—	—	65
		13.4	7.0	17.6	16.2	31.0	14.1	0.7	—	—	—	45.8
竹田市	190	21	8	19	58	47	10	27	—	—	—	84
		11.1	4.2	10.0	30.5	24.7	5.3	14.2	—	—	—	44.2
豊後高田市	220	16	13	33	34	72	25	27	—	—	—	124
		7.3	5.9	15.0	15.5	32.7	11.4	12.3	—	—	—	56.4
杵築市	233	15	10	27	87	55	21	18	—	—	—	94
		6.4	4.3	11.6	37.3	23.6	9.0	7.7	—	—	—	40.3
宇佐市	466	44	67	59	79	144	31	33	9	—	—	217
		9.4	14.4	12.7	17.0	30.9	6.7	7.1	1.9	—	—	46.6
豊後大野市	268	25	18	36	18	118	29	24	—	—	—	171
		9.3	6.7	13.4	6.7	44.0	10.8	9.0	—	—	—	63.8
由布市	257	45	40	41	55	32	16	28	—	—	—	76
		17.5	15.6	16.0	21.4	12.5	6.2	10.9	—	—	—	29.6
国東市	265	16	39	35	28	92	23	32	—	—	—	147
		6.0	14.7	13.2	10.6	34.7	8.7	12.1	—	—	—	55.5
姫島村	53	15	21	2	15	—	—	—	—	—	—	0
		28.3	39.6	3.8	28.3	—	—	—	—	—	—	0.0
日出町	156	11	16	38	43	31	12	5	—	—	—	48
		7.1	10.3	24.4	27.6	19.9	7.7	3.2	—	—	—	30.8
九重町	110	7	11	24	31	23	10	4	—	—	—	37
		6.4	10.0	21.8	28.2	20.9	9.1	3.6	—	—	—	33.6
玖珠町	137	11	10	16	43	38	16	3	—	—	—	57
		8.0	7.3	11.7	31.4	27.7	11.7	2.2	—	—	—	41.6
大分県	3,882	374	549	880	919	718	127	255	48	12	—	1,160
		9.6	14.1	22.7	23.7	18.5	3.3	6.6	1.2	0.3	—	29.9
国	139,298	19,496	18,646	27,381	30,129	20,188	15,804	3,923	2,131	1,317	283	43,646
		14.0	13.4	19.7	21.6	14.5	11.3	2.8	1.5	0.9	0.2	31.3

1(4) 昇給制度の見直しの状況

50歳台後半層の給与水準の上昇を抑制するため、昇給制度の見直しを実施している団体の状況を記載しています。

昇給停止年齢	団体数	団体名
55歳	17	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町
56歳	1	日田市

1(5) 期末・勤勉手当の状況

期末・勤勉手当は、民間における賞与等の特別給との均衡上支給される給与です。

- ①支給月数、②役職段階別加算（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮した加算）、
③管理職加算（管理又は監督の地位にある職員に対する加算）について記載しています。

市町村名	支給月数 (年間)	役職段階別加算 (R6. 6期)					管理職加算 (R6. 6期)
		1・2級 主事	3級 主任・主査	4・5級 係長・課長補佐	6・7級 課長	8・9級 次長・部長	
大分市	4.50	0%	5%	10~17%	17~18%	19%	9級 10% 8級 5%
別府市	4.50	0%	5%	10~13%	15%	15%	
中津市	4.50	0%	5%	10%	15%		
日田市	4.50	0%	5%	10%	15%		
佐伯市	4.50	0%	5%	10%	15%		
臼杵市	4.50	0%	5%	10%	15%		
津久見市	4.50	0%	5%	10%	15%		
竹田市	4.50	0%	5%	10~13%	15%		
豊後高田市	4.50	0%	5%	10%	15%		
杵築市	4.50	0%	5%	10%	15%		
宇佐市	4.50	0%	5%	13~15%	15%	15%	
豊後大野市	4.50	0%	5%	10~13%	15%		
由布市	4.50	0%	5%	12~13%	15%		
国東市	4.50	0%	5%	10%	15%		
姫島村	4.50	0%	5%	10%			
日出町	4.50	0%	5%	10%	15%		
九重町	4.50	0%	5%	10~13%	15%		
玖珠町	4.50	0%	5%	13%	15%		
大分県	4.50	0%	5%	10%	15%	20%	8・9級 10%
国	4.50	0%	5%	10%	15%	20%	7~10級 10~25%

2. 市町村職員の定員の状況(令和6年4月1日現在)

県内市町村の一般行政部門の職員数は、令和6年4月1日現在で7,249人となっています。

県下市町村における定員管理の計画については、既に策定済みの団体や、現在策定中の団体など様々ですが、地域の実情に応じて数値目標を設定するなど、主体的かつ適切な定員管理が必要です。

市町村名	住基人口 R6.1.1	一般行政部門						総職員数	
		職員数(一般行政部門)				人口一人当たりの職員数		R5 (人)	R6 (人)
		R5 (人)	R6 (人)	増減数 (人)	増減率 (%)	R5 (人)	R6 (人)		
大分市	474,665	2,258	2,288	30	1.3	47.4	48.2	3,409	3,454
別府市	112,926	577	609	32	5.5	50.7	53.9	975	988
中津市	82,221	529	566	37	7.0	63.7	68.8	1,222	1,261
日田市	61,125	496	498	2	0.4	79.9	81.5	621	617
佐伯市	65,624	550	553	3	0.5	81.9	84.3	848	831
臼杵市	35,620	258	256	▲2	▲0.8	71.4	71.9	394	393
津久見市	15,386	122	125	3	2.5	76.9	81.2	215	215
竹田市	19,380	212	211	▲1	▲0.5	106.6	108.9	327	327
豊後高田市	21,960	206	210	4	1.9	92.9	95.6	317	323
杵築市	26,711	219	215	▲4	▲1.8	80.2	80.5	525	515
宇佐市	52,745	423	432	9	2.1	79.2	81.9	675	684
豊後大野市	32,765	323	327	4	1.2	96.7	99.8	700	697
由布市	33,580	244	246	2	0.8	72.8	73.3	412	414
国東市	25,756	262	256	▲6	▲2.3	100.1	99.4	722	716
姫島村	1,757	55	55	0	0.0	303.5	313.0	125	124
日出町	28,020	147	150	3	2.0	52.3	53.5	213	217
九重町	8,523	117	119	2	1.7	134.4	139.6	152	152
玖珠町	14,063	131	133	2	1.5	91.1	94.6	186	186
市計	1,060,464	6,679	6,792	113	1.7	62.4	64.0	11,362	11,435
町村計	52,363	450	457	7	1.6	84.9	87.3	676	679
市町村合計	1,112,827	7,129	7,249	120	1.7	63.5	65.1	12,038	12,114

※「総職員数」
病院、消防等の職員も含む。(一部事務組合の消防職員等は除く。)

※「人口一人当たりの職員数」
R6.4.1一般行政部門の職員数をR6.1.1住基人口数で除し、1万を乗じたもの。

市町村別の総職員数の推移

	職員数(人)							増減(人)	
	H18	H22	R2	R3	R4	R5	R6	R6-R5	R6-H18
大分市	3,828	3,477	3,323	3,369	3,380	3,409	3,454	45	▲ 374
別府市	1,178	1,091	950	957	979	975	988	13	▲ 190
中津市	1,141	1,099	1,188	1,187	1,225	1,222	1,261	39	120
日田市	722	669	613	613	621	621	617	▲ 4	▲ 105
佐伯市	1,192	1,045	907	884	866	848	831	▲ 17	▲ 361
臼杵市	451	419	395	391	391	394	393	▲ 1	▲ 58
津久見市	292	247	219	219	217	215	215	0	▲ 77
竹田市	516	435	335	331	328	327	327	0	▲ 189
豊後高田市	381	345	313	314	317	317	323	6	▲ 58
杵築市	544	505	539	536	530	525	515	▲ 10	▲ 29
宇佐市	809	693	669	668	670	675	684	9	▲ 125
豊後大野市	825	758	717	713	711	700	697	▲ 3	▲ 128
由布市	423	398	398	407	410	412	414	2	▲ 9
国東市	844	733	734	720	717	722	716	▲ 6	▲ 128
姫島村	187	174	126	125	124	125	124	▲ 1	▲ 63
日出町	217	212	214	217	212	213	217	4	0
九重町	159	152	150	151	152	152	152	0	▲ 7
玖珠町	207	193	186	185	185	186	186	0	▲ 21
市計	13,146	11,914	11,300	11,309	11,362	11,362	11,435	73	▲ 1,711
町村計	770	731	676	678	673	676	679	3	▲ 91
市町村合計	13,916	12,645	11,976	11,987	12,035	12,038	12,114	76	▲ 1,802
増減数(前年比)	-	-	-	11	48	3	76	-	-

※「地方公共団体定員管理調査」のうち、各年4月1日現在の団体の職員数を掲載。

※平成16～17年度の市町村合併により、平成18年度から現在の18市町村となった。

※平成17年度～21年度にかけて、県内市町村では総務省からの要請により策定した「集中改革プラン」に基づき、定員削減を実施。

3. 市町村職員の勤務条件の状況

地方公務員の勤務時間、休暇等の勤務条件は、地方公務員法第24条第4項の規定により、国や他の地方公共団体の職員との権衡を考慮することとされています。

(1) 年次有給休暇の取得状況 (R5. 1. 1~R5. 12. 31 または R5. 4. 1~R6. 3. 31 の1年間)

区 分	市	町村	全団体	(参考) 大分県	(参考) 全国市区町 村
平均取得日数(日)	12.8	12.3	12.8	16.1	13.4

※非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員についての状況。

(2) 育児休業、育児のための部分休業、育児短時間勤務の取得状況 (令和5年度に新たに取得した者)
育児休業とは、職員が3歳に満たない子を養育するため、勤務しないことができる制度です。【無給】

※共済組合からの手当金あり

部分休業とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日2時間を超えない範囲内で、勤務しないとすることができる制度です。【無給】

育児短時間勤務とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、通常の勤務時間より短い時間を割り振られて勤務することができる制度です。【無給】

【育児休業等の取得状況及び取得率：市町村（全部門合計）】

区 分	令和5年度中に新たに 育児休業が取得可能と なった職員数	令和5年度新規取得者数		
		育児休業	部分休業	育児短時間 勤務
男性職員	351	110 (31.3%)	2 (0.6%)	1 (0.3%)
女性職員	198	198 (100.0%)	23 (11.6%)	18 (9.1%)
計	549	308 (56.1%)	25 (4.6%)	19 (3.5%)

※令和5年度新規取得者数には、令和4年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和5年度から新たに育児休業等を取得した職員が含まれる。

※()内は、「令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に占める「令和5年度新規取得者数」の割合

【育児休業等の取得状況及び取得率：市町村（一般行政部門）】

区 分	令和5年度中に新たに 育児休業が取得可能と なった職員数	令和5年度新規取得者数		
		育児休業	部分休業	育児短時間 勤務
男性職員	177	84 (47.5%)	1 (0.6%)	1 (0.6%)
女性職員	135	135 (100.0%)	20 (14.8%)	7 (5.2%)
計	312	219 (70.2%)	21 (6.7%)	8 (2.6%)

※令和5年度新規取得者数には、令和4年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和5年度から新たに育児休業等を取得した職員が含まれる。

※()内は、「令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」に占める「令和5年度新規取得者数」の割合

(参考)

◇地方公務員の給与等に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与等については、地方公務員法（以下「地公法」という。）等にその基本となる原則が規定されており、大別して「地方公務員制度全般に通ずる原則」と「給与決定に関する原則」があります。

(1) 地方公務員制度全般に通ずる原則

ア 平等取扱いの原則（地公法第13条）

「地公法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、採用、給与、その他の勤務条件を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

イ 情勢適応の原則（地公法第14条）

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適当な措置を講ずる義務がある」とされており、この規定に基づく人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、改正が行われます。

ウ 均衡の原則（地公法第24条第4項）

「勤務時間その他の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」とされており、国及び他の地方公共団体の動向を踏まえ、勤務条件が決定されます。

(2) 給与決定に関する原則

ア 給与条例主義（地方自治法第204条第3項・第204条の2、地公法第24条第5項・第25条第1項）

「給与は、条例で定めなければならない、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと、決定されることとなります。

イ 職務給の原則（地公法第24条第1項）

「給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされており、課長や係長といったように職責に応じて、給与が決定されます。

ウ 均衡の原則（地公法第24条第2項）

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与等の実態調査をもとに行われる人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、定められています。

以上の原則に則り、市町村においては条例・規則に基づき、給与その他の勤務条件を決定することとなります。